

牛久市教育委員会 2月定例会会議録

1. 日 時 令和2年2月17日(月)午後2時
2. 場 所 本庁舎4階 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外の出席者  
教育部長 川井 聡  
次長兼教育企画課長 吉田 茂男  
次長 飯野 喜行  
学校教育課 課長 川真田 英行  
学校教育課 学校建設対策監 佐藤 孝司  
文化芸術課 課長 手賀 幸雄  
生涯学習課 課長 中野 祐則  
スポーツ推進課 課長 齋藤 勇  
国体推進課 課長 横田 武史  
中央図書館 館長 関 達彦  
教育企画課 課長補佐 山口 功  
学校教育課 課長補佐 戸塚 美幸  
学校教育課 課長補佐 森田 明  
文化芸術課 課長補佐 大野 恵子  
生涯学習課 課長補佐 山越 義弘  
スポーツ推進課 課長補佐 塚本 浩  
指導課 副参事(指導主事) 市村 毅  
広報政策課 課長補佐 中澤 久  
広報政策課 主査 山越 美穂
5. 欠席者  
指導課 課長 豊嶋 正臣  
学校教育課 課長補佐 高野 裕行  
指導課 課長補佐 山口 明  
スポーツ推進課 課長補佐 津脇 正晴  
国体推進課 課長補佐 高橋 頼輝
6. 会議録署名人 芦田 亜里香
7. 議事事項 議案第3号 牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第4号 牛久市教育委員会官民協働事業における公告掲載に関する規則について  
議案第5号 牛久市教育基本計画実施計画(令和2年度～令和4年度)について  
報告第3号 令和元年度牛久市地域学校共同活動推進員の委嘱について

報告第4号 牛久市文化芸術振興計画における文化芸術施策管理評価（30年度）について

報告第5号 牛久市就学援助規則の支給額の変更について

報告第6号 専決第3号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会への諮問について

## 8. その他

次長兼教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>今日、先程まで県のほうで働き方改革の研修会があって、教育長、それから校長先生たちが呼ばれて、文部科学省からの直接の提案がありました。働き方改革の月40時間、年360時間という時間外勤務が民間では罰則規定が入った規則が4月からスタートします。これに伴って国としても月45時間、年360時間の法的なものに格上げしたという話だったのですが、現実問題として難しいところがあります。</p> <p>一方で小学校では、陸上記録会をなくしたことに、いろいろな方々から何でなくしたんだというご意見をもらっています。</p> <p>これからは、地域や保護者に働き方改革が進んでいるんだということを広報することがとても大事なんだという話がありました。</p> <p>国は一方で4月からは週29時間という授業を増やすような学習指導要領がスタートします。</p> <p>その中で働き方改革で残業は少なくしましょうというご指導なものですから、これをどうクリアするのかなという話がありました。そこで守谷市の発表がありまして、守谷市は県民の日も授業日、夏休みも1週間短くして登校します。週3日5時間授業をつくっているということがありまして、夏休みを1週間短くするとか、創立記念日や休日に授業をするということに関する賛否両論もあるので、そういったことも考えながら今後議論していくことも大事だなと思っています。</p> <p>一方で、一昨日高校の校長先生とお会いしたときに、高校ではこれから道徳の時間を半分削って探究の時間にするという話がありました。この探究の時間に何をやるかという、地域を教材にした探究の時間をするんだということになって、地域にかかわりながら学ぶ時間が4月から高校の時間割にできてくることとなります。そういった意味でも先週社会教育委員の会議が熱心に行われまして、そこでさまざまな提案をいただきながら、生涯学習としてどう進んでいくかというご意見ももらっているような次第であります。</p> <p>教育もいろいろ変わりますので、さまざまな報告をしながら委員の皆様にもご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>

教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 芦田亜里香委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第3号「牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
中央図書館長	<p>それでは議案第3号牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。</p> <p>先月の定例会におきましても、故意に資料を返却しない者への利用制限に関する規則の一部改正の議案を上程し、議会の可決をいただいたところですが、本日の議案は、同規則全体にわたっての見直しになりまして、図書館の運営上規定しておくことが必要である事項、あるいは規定されているべきところ規定がなされていない事項を新たに加えることを行う改正となります。なお、ところどころに出てまいります館長が別に定めると規定しておる部分につきましては、現在、牛久市立図書館利用規程にという内規と、その内規を運用するためのガイドラインを並行して作成中でありまして、3月中には制定する予定であります。この規則の改正とともに、令和2年4月1日より施行し、一体的に運用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず改正案のほうの第9条でございますけれども、利用者の遵守事項を7項目追加しまして、遵守事項をより明確化しようとするものでございます。具体的には、酒気を帯びての立ち入りなど、記載のとおり行為を禁止するということで、新たに追加するものでございます。</p> <p>第10条につきましては、新たに免責の条文を追加しまして、利用者間で生じた問題や、駐車場や駐輪場で発生した事故や事件については、図書館では責任を負わないということを明記するものでございます。</p> <p>次に、11条につきましては、現行の第10条を改めまして、入館を禁ずるまたは退館させることができる行為を、図書館職員等の指示に従わないときなど、記載のとおり個別具体的に規定するものでございます。</p> <p>次に、第12条につきましては、現行の第11条を改め、損害の弁償対象として、図書館資料のほか、加えて図書館の施設や設備、備品の損壊や亡失、これについても弁償という対象とするということで条文に加えたものでございます。</p> <p>次に、第14条につきましては、現行の第13条を改め、利用者カード申込時に本人確認のため、身分証明書の提示を求めているものの、そのことが規定</p>

<p>教育長</p> <p>石井委員</p>	<p>されていなかったことから、本人確認書類を提示することを規定するものです。</p> <p>第15条につきましては、利用者カードは有効期限を設定しているにもかかわらず、やはりこれも明文化されていなかったことから、牛久市民は10年、市内に通勤する者と龍ヶ崎市民は1年、市内に通学する者は卒業年の3月31日までと明記するものでございます。</p> <p>次に、第16条につきましては、利用者カードの取り扱いについての規定となりますけれども、第3号においては利用者カードの使用は、名義人本人の使用に限ることが原則ですが、小さなお子様がいるご家庭などは、お子様の分をご家族が一括して管理し、貸し出し時にご家族分まとめて利用する市民が大変多いことから、二親等以内の親族、いわゆる両親や子供、祖父母や孫、兄弟やその配偶者でも、本人にかわって利用することができるように実態に見合った柔軟な運用ができるように改めるものでございます。また、最近市内に多くなってまいりましたグループホームなどの福祉施設の入所者が図書館で本を借りたくても本人が図書館に行くことができないというケースが非常に多くなりまして、本人にかわって施設職員が図書館で資料を借りられるようにできないかとの要望が寄せられておりますことから、委任状により受任されたものであれば、図書館資料を貸し出しすることができるようにしようとするものでございます。</p> <p>第17条につきましては、これまで明文化されておりました利用者カードの停止と取り消しについて新たに規定するものでございます。具体的にはそちらに記載したとおりでございます。</p> <p>次に、現行の第15条と16条を統合しまして、第18条としておりますけれども、貸出件数を紙芝居については1人2点から3点に、CDやカセットについては1人3点から5点にふやし、サービスの向上を図ろうとするものでございます。</p> <p>第19条につきましては、現行の17条を改めまして、図書館を利用する団体の定義を明確にするものです。</p> <p>第21条につきましては、現行の19条を改め、未返却者に対する措置として、返却の督促を行うことを明文化するものでございます。</p> <p>第22条につきましては、現行の20条を改め、視聴覚室などが利用できる対象団体に、(2)といたしまして牛久市や牛久市教育委員会を新たに加えるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わりますけれども、何とぞご同意のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。</p> <p>委員さん方から質問ありましたらお願いします。</p> <p>改正そのものはよろしいことだと思うんですけども、現行の規則を盾にと</p>
------------------------	--

中央図書館長	<p>どうか、書いていないこと、明文化されていないことを理由に、何でこれまで進もうとしたことがあったとすれば、何かあれば教えていただきたいんですけども。</p> <p>実は私どもは明文化されていない中での運用では、やはりお客様からその根拠はどこにあるのかというような、お問い合わせが結構ございました。その際には図書館の中に張ってありますところをちょっとご案内いたしまして、今このような運用をさせていただいておりますということで、何とかご了承いただいておりますけれども、本來說明責任を果たすためには、きちんと規則、規定なりで定めていることが必要だということで、現在改正を行っていただくものでございます。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。</p>
五十嵐委員	<p>9条の(6)、動物を持ち込まないことって、動物を持ち込まない、その下の危険物を持ち込まないとなっていますけれども、動物を持ち込まないという、この持ち込まないという表現が何か適切なものがあれば。やっぱり持ち込むですか。</p>
中央図書館長	<p>動物につきましては、法律上物としてという扱いとなるようなことございまして、やはり持ち込まないという表現で大丈夫ということで審査を受けております。</p>
五十嵐委員	<p>それとこの動物を図書館の入り口まで連れてきたときに、犬をつなぐスペースというか、そういうものを設置されているんですか。</p>
中央図書館長	<p>実際犬の散歩をしながら図書館のご利用をされる方は結構いらっしゃいまして、図書館の入り口に調整池が横にあるんですけども、そこにフェンスがございまして。そのフェンスにつないで短時間で図書館を利用されるという方はいらっしゃいますが、現在利用されている方の犬につきましては、非常に大人しい犬なので、通行人に対して吠えるようなということは一切ありません。現状では。</p>

教育長	<p>議案第3号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第4号「牛久市教育委員会官民協働事業における広告掲載に関する規則について」、事務局よりお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第4号は、牛久市教育委員会官民協働事業における広告掲載に関する規則についてでありまして、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定に基づきまして、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>本規則は、既に制定されております牛久市教育委員会広告掲載に関する規則を補完する規則でありまして、先ほど申し上げましたこれまでの規則が牛久市教育委員会が広告を募集することを前提につくられているものに対しまして、本規則は広告代理店など、民間事業者みずからがスポンサーを募り、その上で行政情報を提供する場合等に官民協働での事業実施の際の掲載のルールを定めているものであります。</p> <p>具体的にお見せした方がわかりやすいと思いますので、例えば皆さんお手元にあります暮らしの便利帳、これは市で発行しているものですが、こちらは牛久市と株式会社サイネックスさんの両方の編集、協働での作業ということで出ております。中を見ていただきますと、牛久市の情報がそれぞれ載っているんですが、一方で広告がたくさん載っていて、簡単に申せばサイネックスさんがスポンサーを募ってきて、それでそういった資金を捻出し、牛久市と一緒に編集をしながら市民の方に提供している。こういった内容の冊子、情報提供になります。</p> <p>これまでこういうものの取り扱いについての規定は市のほうにもございまして、市のほうと教育委員会とそれぞれに同じようなことに対応できるものということで、今回教育委員会分の規定がルール化されたものです。</p> <p>お手元に官民協働事業のための広告掲載制度概要という資料、1枚紙、こちらになります。ご用意したんですが、今、申し上げたように、牛久市教育委員会と事業者等がお互いに連絡を取り合いながら、編集をしていきまして、実際には牛久市、左側の実績・予定の欄にありますとおり、教育委員会における今までこういったものを発行した例はございません。ただ、市長部局のほうではコミュニティバスですとか、この行政区の回覧板ですとか、このまさに暮らしの便利帳ですとか、こういう例がございまして、今後教育委員会でも同じようなものがあつた場合に対応できるようにということで、今回規則の制定をさせていただきます。</p> <p>簡単ではございますが、以上でございます。</p>
教育長	<p>質問があつたらお願いします。</p>

	<p>これ教育委員会と以前ゼンリン社と言う地図の会社が学校の通学路の危険地域をつくって、一緒に名前を入れて出すみたいな話があったのになくなったような話、ありませんか。ゼンリンさんがこの地域のパンフレットを、学校ごとに、学区ごとにつくってあげて、危険地域をつくってやろうとしたんだけど、ゼンリンさんは民間なのでどうだろうみたいなことで、校長会でなくなったような記憶があるんですが、それ今はオッケーなんですね。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>その詳細について、私は存じているわけではないんですが、今回の場合には、行政が出してもいい情報を今までは行政が基本的には経費をかけて、プラスアルファ広告を取ることによって市の持ち出しを減らしてやっていたわけですが、今回の場合には、同じように同じ情報を出すんだけど、まさに民間の方の資金のみで基本的にはできるような考え方になります。今もゼンリンの際の事例がどういった趣旨でうまくいかなかったのかちょっと存じ上げないんですけど、出してはいけない情報だったのであればもし出したらだめですし、出すべき情報であればそのところの話がまとまらなかったのか、ちょっと詳しくはわかりません。</p>
<p>教育長</p>	<p>つまり法的にはそれはいいということですよ。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>行政情報として出すべきものであれば問題はないと思います。全然大丈夫です。（「問題ないですか」の声あり）同じです。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ学校が民間と一緒にそういうのをつくって出すということはいいんだということですよ。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>と思われま。</p>
<p>教育長</p>	<p>学校が、学校独自で。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>学校であっても教育委員会のもちろん。</p>
<p>教育長</p>	<p>傘下だからね。</p>

次長兼教育企画課長	傘下でありますので、この規則にのっとってやれば。
広報政策課課長補佐	今ご質問の内容がちょっとその当時のゼンリンさんと学校との協議の中で、うまくいかなかったというのがあったということをお伺いした中で、もしかしたら地図ですので、いろいろ個人情報の絡みですとか、そういったこともあったのかもしれませんが。そういう場合ですと、今回のその規則とは別に一般的な法律の中で問題をクリアしなければいけないというがあるので、それをクリアすることが可能であれば、例えばゼンリンさんが守秘の厳守はして市のほうにそういった地図を納めるということが法令に基づいていればそれは可能だと思います。
教育長	ありがとうございます。きっと以前は校長先生方がそういう会社名の入ったものが配られることに対する抵抗があったのかなと思っているんですね。教育の場で一企業名とかが入っているものが配られることに対する抵抗感があったかもしれないんですが、今は大丈夫だと。
次長兼教育企画課長	確認が必要なのは、情報の中身に著作権とか個人情報の関係とか、そういうものがあってだめなのであれば別の次元だと思うんですけども、そこがきちんとクリアできるのであれば、資金面ではこういうことで今回可能になりますし、もし学校現場で民間企業の名前が入るとという抵抗があるのであれば、そこは丁寧にご説明しながら、このことによって可能になることはどういうことかということをご説明させていただければと思います。
	議案第4号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第5号「牛久市教育振興基本計画実施計画（令和2年度～令和4年度）について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼教育企画課長	<p>それでは、議案第5号は、牛久市教育振興基本計画実施計画（令和2年度～令和4年度）について、教育委員会の同意を求めるとでございます。</p> <p>この牛久市教育振興基本計画実施計画は、平成30年度に策定しました第1期牛久市教育振興基本計画に基づきまして、その理念を実現するための行政活動、教育活動を29の施策別に体系化したものでございます。</p>



先月の定例会にてご同意をいただきました点検評価報告書と対になって、教育行政のマネジメントプロセスの管理ツールとなるもので、教育企画課としましては、この教育委員会の運営とともに最重要事務の一つと捉え、本年度取り組んでまいりました。

これまでの点検評価報告書が体系的な施策の評価ができる状態ではありませんでした。それは教育振興基本計画が策定されていませんでしたので、そういった状態です。そこで具体的な活動である事務事業を対象とした評価にならざるを得ませんでした。事務事業を対象とした評価では、事務事業の業務改善には資することができますが、事務事業の必要性を議論できるものではなかったように思います。そういった中で今後人口減少社会といわれ、財政的にもなかなか厳しいものが続くような予想がされておりますので、そういった中で今後事務事業の取捨選択というものは避けられないようなものでありますので、まずは現状を見える化しまして、多くの関係者の方々に共有し、議論をしていただくことが必要と考えております。

教育委員会の中でも教育委員と事務局職員とがこれらの情報を共有しながらさまざまな視座から議論をさせていただければと思っているところでございます。

本計画の内容を簡単にご説明いたしますので、別添の概要版という1枚紙の資料があったと思いますので、そちらをごらんください。

まず本計画の対象事業ですが、教育委員会の所管する行政活動のうち、予算を伴う事業、予算書に議会のほうに提出される事業を今年度は対象としておりまして、令和2年度から令和4年度に計画された事務事業139の事業を掲載してございます。内訳として、うち経常的なもの、毎年今まで経常的に行われてきたものが119事業、臨時的な事業、主に建設事業ですとか、国体の開催ですとか、そういう臨時的なものの事業が20事業となっています。その139の事業については、第二部のほうで施策別にどのような事業をどこの部署がいつどの程度の費用で実施していく予定なのかをあらわしておりまして、それをこの学校教育の推進、就学前教育、家庭教育の推進、社会教育の推進、教育施設の整備といったテーマ別の各年度の計画事業費をこの真ん中の表であらわしてございます。それぞれの分野ごとの費用、計画額、投資額というもし言い方をすれば、全体では40億程度のお金がそれぞれの目的のために使われ、特にやはり施設整備関係で4割以上のお金が配分されるような内容となっているというふうにご理解いただければと思います。

第三部のほうでは、それを財政的な見地からの検討として事業の財政的な実現性の検討をしております。特徴としましては、139の事務事業を経常的な事業と臨時的な事業に分類しまして、特に経常的な事業については過去5年間で教育費がどういう執行状況があり、それを分析しまして自主的な財源、経常的な事業に充てるべき財源の枠を設けまして、現状の考察を実施してございます。

教育委員会としても今後はこれまで以上にこういった財源的な裏づけを意識

	<p>した議論が必要ではないかと考えられますので、このような考察を実施したところでは、なお今年度策定しました点検評価報告書、先月ご同意いただきました報告書と、実施計画はまず現状の整理、それからマネジメントツールとしての仕組みの構築に主観を置かれましたので、内容について十分な時間をかけた議論を経ることができたかと申せば、反省すべき点はございます。言い換えればPDCAサイクルの枠組みの構築が今年度の一つの成果であると思っておりますので、次年度以降このツールを活用したまにPDCAのAの部分ですね、どのように改善していくかという議論が時間を費やせばいいのかと思っておりますので、よろしく願いいたします。内容についての説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>わかりやすく言うと、2年度から何をやるということですか。</p>
次長兼教育企画課長	<p>わかりやすく一つの例で申し上げます。      例えば一番最初でいいですよ、2ページ、下にページが振ってあります。実は確かな学力を育成しようという一つの教育振興基本計画の中に大きなテーマがあり、そこには施策の展開方向ということで、円で書いてあります知識・技能・思考力・判断力・表現力などを身につけて、そういう力を育成しようということになっています。そのために実はお金、予算書であらわれていない学校での活動とかもあるんですが、その捉え方、ちょっと今のところどうしてもできなくて、今年度お金として教育委員会でもって投資している額はこの図書室の運営をするということで、実際には図書司書の配置ですとか、図書の購入費が予算書の中にはお金としてあらわれるんですね。それが令和2年度の計画から毎年3,100万円強ぐらいのお金をかけて3年間小学校、中学校に対してこのようにやっという計画、こういう内容でございます。それ以外に同じようにこの教育委員会の事業、全部で今ちょっと国体推進課は来年度以降なくなると思っていますので、7課の事業が全部で139今各課で予定しているものをまとめて、それぞれの目的のためにこういった事業をやっという整理したものでございます。      最初に申し上げましたとおり、どうしてもお金にあらわれていない、特に指導課を中心に学校現場で行われる活動については、ちょっとまだ捉え方の枠組み方が私ともども整理できておりませんで、今年度はそこに関しては配置することができなかった、計画することができなかったとご理解をいただければと思います。</p>
教育長	<p>そうしますと、令和2年、3年、4年と増枠で力を入れていくというものは、この中でいうとどれなんですか。</p>

次長兼教育企画課長	<p>例えば6ページが一番下にありますスクールアシスタントを配置するという ことでは、今年度6, 700万程度の予算を考えているんだけど、来年度 は7, 100万、再来年度は7, 200万というような増加をできればなど考 えていると。基本的にそういった今現在で来年度、再来年度の見通しの立つも のについては金額の算出をお願いしました。あとはヘルメットなどの何年かに 一度まとめて買うときがありますので、そういったものも計画に反映してござ いますが、そうではない経常的なものについて、毎年同じように基本的に今行 われているものについては、今年度の計画額を来年、再来年に一旦入れ込んで いると。ただ、今年は2、3、4ですが、来年は3、4、5、再来年度は4、 5、6というように毎年毎年1年ずつローリングをしながら見直ししていきま すので、また1年後にはその3年分を見直すという作業をするという計画のつ くりになっております。</p> <p>ですから、ここで3、4と書いたものが必ず3、4このままであるわけでは ないご理解いただければと思います。</p>
教育長	<p>スクールアシスタント以外では、何に力を入れているのですか。</p>
次長兼教育企画課長	<p>経常的なものは、基本的には毎年同じですが、先ほど申し上げた10ページ のヘルメットです。</p>
教育長	<p>それはもう3年3年ですから、あとは特にないんですか。</p>
次長兼教育企画課長	<p>それはあと以外は、例えば11ページ、校務支援システムの話につきまして は、令和2年度の当初予算ではちょっとなかなか難しかったものですから、令 和3年度から導入したいということで、3年度が一旦今の概算の数字を計上し てございます。</p> <p>あとは臨時的なものとして、先ほど申し上げました整備関係なんですけど、例 えば33、34ページ。33、34ページは、学校施設関係の今後の計画的な 修繕とか補修、長寿命化というテーマでの一覧になるんですが、毎年経常的に、 経常的にというか必ず少しずつ改修があるものとは別に、国の補助金等をいた だきながら、各年度にそれぞれの校舎の改修ですとか体育館の改修ですとかグ ラウンドの改修を年次的に位置づけているというのが33ページ、34ページ のような表現になります。</p>

教育長	何か質問ありますか。
芦田委員	<p>今回これを拝見させていただいて、確かに見える化でわかりやすくいろいろと参考になったんですが、例えば計画ではあるんですが、その前の年のも一緒に載せて、去年はこの予算だったけれども見直してこうなっていったんだよというように見える化していただけると、もっとよりわかりやすいかな。例えば13ページの子ども会育成会を支援するという項目などは、現状子ども会への入会の子供たちがどんどんどんどん減っていて、衰退している現実があるんですね。そういった場合でもここから3年間、年間400万円近いお金がついているわけじゃないですか。なのでそういうのをやっぱり見直していくというのはとても大切なことだと思うので、今年はこうだったけれども来年度以降はこうしますというふうに見えたほうがもっと見える化が進むのではないかなと思いました。</p> <p>それともう1点、23ページの一番下ですね。高校生等の大会出場を支援する補助金交付、これは毎年どのぐらい出しているものなのかというのが、今まで全然高校生の全国大会への支援などもしているということ自体がごめんなさい、私は知らなかったものですから、逆にじゃあ中学生が全国大会に行った場合、例えば一中の合唱部とかですね。高校の運動部の出場などでもそういったものでも教育委員会としてきちんと支援、補助金等を交付されているものなのでしょうか。</p>
教育長	ではちょっとまたそれは具体的にその辺のことを説明してあげてもらっていいですか。
学校教育課長	先ほどまず中学生については、実は補助金という形ではなくて実際に校費として直接払ってしまっています。バスの借り上げであれば借上げ料、鉄道であれば鉄道運賃としてそれぞれ校費の中に入ってしまっていて、こういう事業にした場合には、ちょっと単体でちょっと分かれていないものですから。
芦田委員	そうなんですか。どこかに
学校教育課長	もちろん、
芦田委員	盛り込まれているというわけではない。

<p>学校教育課長</p>	<p>この事業の中だと学校の管理運営の中だけか。学校を管理運営するという大きい事業がありまして、その中で払ってしまっております。こちらは高校の部活動が行った場合に払っているんですが、大体例年390万の補助金の予算額で大体行っているというのが通例です。</p>
<p>教育長</p>	<p>委員の方々に、きょうはA3の予算説明の概略なの。内示の前に出ましたよね。そういうものをお見せしてあげたほうがわかりやすいんじゃないかな。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>これまで意外と予算に関しては、どうしても予算の編成局、長の専決事項でございまして、教育委員会の中での議論では余り出てこなかったんですが、ただ予算についてきちんと教育委員会として我々事務方としては予算要求という作業をしているわけで、こういったちょっとツールを使いながらこういった事業について力を入れていきたいとか、でも逆に言えばお金の枠というのは無限にあるわけではないので、一方でこれをやる場合にはこちらを少し我慢しようとかと、どうしてもそういう選択というのはあるかと思うので、まさにめり張りをつけるための議論というのを今後皆さんと共有しながら、一つの方向性としていただいて、それをもとに我々は予算要求というのをすべきなのかなとも考えています。ただもちろん今回これだけの資料なので、今言った現在の今年の予算ですとか、昨年度の決算ですとかというものも含めてきちんとご提示しながらご議論をいただければと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>より仕事が見えやすくなるんだろうね。一方ではあれはとても見やすいと思いますので、またよろしくお願ひします。担当各課は前年踏襲という予算の計上が多いんですが、具体的に来年こうしよう、再来年こうしようというビジョンを持ってスクラップアンドビルドを続けていってもらえればなと思います。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>先ほど平成30年度とか令和元年度の金額については、こちらは出ていないんですが、先月ご同意いただきましたこの点検評価報告書が例えば先ほどの子ども会の話でしたら子ども会のところにお金では出ていないんですけども、平成30年度こういう取り組みをしましたね、それについて自己評価でこういうAとかBとかという評価をし、令和元年度以降こんなことをやっていったほうがいいですよという、これを踏まえてそこからここに発展していったんだという、こちらと対して見ていただくと一つのロジックとして見やすくなるのかなと思いますので、あわせて決算の数字等も今後きちんと提供できればと思います。よろしくお願ひいたします。</p>

教育長	<p>よろしいですか、委員の皆様。</p> <p>では教育振興基本計画がありますので、各課の課長の皆さん、前年度踏襲というのではなくて、目的思考で進めていただけるようによろしくお願いします。</p>
石井委員	<p>指導課の事業になると思うんですが、3ページの4番のE S Dを推進するの部分が事業終了でスクラップになると思うんですが、具体的にどんな形の事業でしたっけ。</p>
指導課副参事	<p>E S Dを推進するにつきましては、そちらで事業を、具体的な内容としましては、N P Oのアサザ基金さんの協力を得ながら、各学校で環境学習を進めるということで、今現在やっているところでございます。</p>
石井委員	<p>こちらについてはもう最終年度で事業終了でスクラップするということですか。</p>
指導課副参事	<p>スクラップする形になります。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>議案第5号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、報告第3号「令和元年度牛久市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>報告第3号、地域学校共同活動推進委員の2名の方が委嘱になります。次のページを開いていただいて、ごらんいただきたいと思います。2番、3番の方が新規に委嘱をする方になります。2番が牛久小学校、矢代友子様、牛久小学校のスクールアシスタントをなさっている方です。3番、同じく牛久小学校で大島裕子さん。土曜カップ塾の運営サポーターをやられている方ということで2名の委嘱となります。牛久小学</p>

教育長	<p>校は3名の方が地域よりの委員となっております。以上です。</p> <p>質問いいですか。（「なし」の声あり） ではないようですので次に行きます。</p>
教育長	<p>報告第4号「牛久市文化芸術振興計画における文化芸術施策管理評価」について、事務局よりお願いします。</p>
文化芸術課長	<p>それでは牛久市文化芸術振興計画における文化芸術施策管理評価（30年度）について、報告をさせていただきます。</p> <p>これは平成30年度の文化芸術事業全般について、牛久市の文化芸術振興審議会のほうに諮りまして、その事業内容の評価をしていただきました。</p> <p>お手元にあるかと思うんですが、本日こちらの職員のほうで自己評価をしました色刷りの、こちらで全ての事業について担当職員のほうで目的に対してのどのくらいの内容が達成できたかという評価をしております。それからこちらの取り組みという中でも昨年やった事業の一覧でわかりやすくデータ等もまとめております。こういった資料をもとに市内の市民の方に今年度見ていただきました。</p> <p>その評価につきましては、別紙のとおりございますが、総評といたしましては、各事業担当者が前年度の評価をもとに課題を具体的に抽出し、事業展開の改善に向けた努力がうかがえるという評価をいただきました。また、SNSを活用した情報を発信、新たな活動拠点の整備の必要性など、次年度に向けたキーポイントとなるご意見もいただいております。細かなその事業内容に対する評価というのは総評のほかに、後藤審議委員長のほうから出されています補記であるとか、各委員がそれぞれの背景に基づいたご意見をいただいておりますので、こちらを参照していただければと思います。</p> <p>最後、後藤委員長と市長のほうにも、これ市長のほうから委託されて報告させていただいていましたが、このレーダーチャートを見ていただきますと、総評のですね。文化財を保護する、文化芸術に寄与した先人を顕彰する、それから郷土の歴史に親しむ環境を創出する、こういったジャンルに属する事業についてはほぼ目標を達成できていると。これはやはり形のあるもの、目に見えるもの、こういったものにやはり予算づけがしやすいから、もちろん当然職員の努力もあるわけなんですけど、そちらのほうの評価が高いのであろうと。ただいろいろ文化団体の企画力を育てるであるとか、文化芸術コミュニティーの形成を促進するであるとか、あとは文化芸術資料を未来に残すといったような分野についてはやはり形にあるものではないといったところで、ちょっと予算がつきにくいから職員も頑張ってはいるんだろうけれども、なかなか自己評価も高</p>

	<p>く上がらないのではないかと。そういったような後藤委員長から市長のほうに報告をされておりますので、そういったバランスも考えた予算編成もぜひお願いしたいという部分で先ほど市長のほうにも報告させていただいております。以上でございます。何かご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。これは後藤委員長のほうから市長に報告をしたわけですね。質問等ありますか。（「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>では次に報告第5号「牛久市就学援助規則の支給額の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>報告第5号「牛久市就学援助規則の支給額の変更について」報告させていただきます。</p> <p>牛久市が現在行っております就学援助制度、いわゆる準要保護児童生徒に対する修学援助費の支給につきましては、その単価については、就学援助規則の第4条によりまして、毎年度教育委員会が定めるという規定になっております。牛久市においては、支給の単価については、要保護児童生徒、いわゆる生活保護児童生徒への支払い単価として、国が定めた額と合わせている形をとっております。他市町村においてはランドセルなどを現物で支給することによって、国の単価まで出していないような市町村もあると伺っています。</p> <p>令和元年度における支給単価といたしまして、資料の別紙にありますような単価に国のほうが生活保護の基準が定まってきております。こちらの1番から5番までの項目につきましては、牛久市の費目に全てありますので、この2019年度の単価に合わせる形で今回改正を決裁のほうで行いまして、今回報告という形をさせていただいております。ご審議などよろしくお願ひ、それと4番のところなんです、入学準備金については、一部の方は請求があれば入学前の支給ということで、前年度に払っている方も何人かいらっしゃいます。その方については、この差額分だけを今年度払う形をとっております。ちなみに就学援助の支払い月は7月と2月の2回になっておりますので、例年この改正があった場合は12月補正でまず予算をいただいてから、この規則の改正をするというような手順になっております。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>何か質問ありますか。（「なし」の声あり）市長さんからご指導いただいて、入学準備のために前もってお金を上げたほうがいいだろうということになって、前もってお金を渡しましょうという話になりました。</p>



教育長	<p>次に、報告第6号「専決第3号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会への諮問について」とありますが、中央教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆さんにお諮りいたします。非公開することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>報告第6号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
教育長	<p>以上で委員会の非公開を解除します。</p>
教育長	<p>次に、予算予定価格130万円以上の工事計画及び予定価格100万円以上の教育財産の取得について、各課よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>3件ほどあります。3件とも学校教育課の案件になります。</p> <p>1点目、令和元年度ひたち野うしく中学校給食調理器具等購入になります。こちらにつきましては今回議会での議決案件ともなっております。2,000万を超えるという形で、議決案件として今回出しているものでございます。</p> <p>ひたち野うしく中学校の自校給食に必要な炊飯器、煮炊釜、フライヤー、スチーマー等の調理器具、冷蔵庫、冷凍庫、シンク、運搬車等の調理器具や備品等の購入になっております。こちら金額の欄に予定価格とありますが、済みません、これ契約金額、3点とも契約金額。ただ1番についてはまだ仮契約の状態。議決案件ですので、仮契約の契約金額という形で、3件とも入札は済んでおります。日本調理器株式会社のほうが4,609万円で落札しております。</p> <p>2番目につきましては、ひたち野うしく中学校の給食ということで、こちらは下根中からの今回給食室が完成しないこと、完成がちょっとおくれることに伴いまして、運ぶために必要な備品等の購入を行うものでございます。牛乳保冷庫や運搬車、配膳台、コンテナ等の購入でございまして、こちらも契約金額で275万円、有限会社のナカジマ商事、市内業者になります。そちらが落札</p>

	<p>しております。</p> <p>3番目、こちらが同じくひたち野うしく中学校の給食の消耗品の購入になります。こちらはやはり下根のほうから運ぶためにちょっとこの部分だけ樹脂製の割れにくい食器を購入するというので、考えております。契約金額192万5,000円で、株式会社フタバ、こちら市内在業者になります。</p> <p>3件とも入札は1月29日に済ませております。以上です。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>一言あれなんです、実は何年も前から第二幼稚園が牛久小学校のほうに給食を毎日毎日子供たちを引率して連れて行くことに先生方はとても負担を感じていて、小学校から幼稚園のほうに給食を運んできてはいただけないだろうかということを学校訪問で幼稚園に伺うたびに伺っていたと思うんですね。なかなかその運搬に対して、衛生面だとか安全面だとかということでその予算の問題があるのでというふうに、もう流れてきていたと思うんですが、今回このことで下根中から給食を運ぶためにこれだけの予算がついたということは、例えばもうこれは夏までで解決してしまう問題だと思うんですよ。もう給食室ができ上がれば使うことはなくなるので、なのでその後例えば第二幼稚園でそれが活用していただけるような検討をしていただけたらいいかなと思いました。</p>
<p>教育長</p>	<p>その辺はどうなんですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>正直今現在その検討はされていない状況なんです、食器については当然割れにくい食器ということでそういった使い方もできるかと思うんですが、あとは今回これをやるに当たっては下根中のほうで運び出すためのやはり屋根等をつけたり、ひたち野中についてはたまたま特別教室等のところに受け入れやすいような屋根がありましたので、そういった形で手をかけずにできているものになります。業者側に対しては契約条項でうたえばいい話、もちろん金額的には上がるんですが、その部分があるんですけども、やはりそういった施設面の整備も必要になってくるので、</p>
<p>芦田委員</p>	<p>ここに運搬車、コンテナ等の必要備品を購入すると書いてあったので、</p>
<p>教育長</p>	<p>私もね、運搬車買っちゃうんだなと思って、コンテナと。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>そうなんですよ。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>ちょっと補足させていただきます。給食、牛久の場合は自校方式でやります。例えばひたち野中が4月から自校で給食を調理するとした場合と、今下根中から運搬する、その4カ月間の経費を計算すると、下根中から運搬した方が安いですね。給食センターで1カ所でやると経費が安くなりますよね。1カ所でつくったものを今度2カ所でつくとすると、基本的な電気代であるとか、いろいろな設備費ということがあるので、今回はたまたま要するに下根中から持っていきますけれども、トータルの経費としては安く済むわけなんです。第二幼稚園の場合は、今度うしく小から持って行くということになると、その経費というのは当然ふえることになりまして、小学校から幼稚園に持って行ったときも要するに保管場所、要するに学校の場合に配膳室というところで一次仮置きをするということが必要になってくるんですけれども、そういった設備とか、そのエリアを第二幼稚園のほうに確保できるかどうかという問題。それから当然コンテナに入れたとしても雨がかかってはやっぱり衛生上問題があるので、それが雨がかからない状態のところでも積み下ろしができるようになるかどうか。そういったことも検討しないとただ車を持ってくれば牛久小から第二幼稚園に運べるということではないので、それに関しては少し施設面とか、いろいろな面で検討する必要があるかなとは思っています。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>じゃあこれひたち野うしく小、中学校が設備が整ったら、この運搬車とかコンテナはどうなさるんですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>その場合には今度第一幼稚園のところへ運搬するので、いずれにしても密閉したコンテナというのが必要になりますし、ひたち野中学校のほうでそのコンテナはそのまま使う予定です。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>なるほど。コンテナ自体はね。なるほど。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。          以上で本日の議事は終了いたしました。          これにて2月定例会を終了いたします。          次回の定例会は令和2年3月25日、市役所本庁舎4階第3会議室、午後1時半からになります。          なお、3月16日、分庁舎2階第1会議室、午後1時30分より臨時会を開催する予定です。よろしくお願ひします。</p>